

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	熊本県南阿蘇村

南阿蘇村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 南阿蘇村農政課林務整備係
所在地 熊本県南阿蘇村大字河陽 1705-1
電話番号 0967-67-1111
FAX番号 0967-67-2073
メールアドレス nose1@vill.minamiaso.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（「イノシシ（イノブタ含む）」）、ニホンザル、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ、カワウ、カラス類
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	熊本県南阿蘇村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稲	636	6,395
	豆類（大豆）	18	58
	穀類（そば）	162	165
	飼料作物（イタリアライグラス）	107	385
	野菜（トマト）	8	1,581
ニホンザル	飼料作物（飼料用とうもろこし）	143	626
	やさい（にんじん）	110	2,148
ニホンジカ	豆類（大豆）	393	1,265
	飼料作物（イタリアライグラス）	218	785
アナグマ	—	0	0
アライグマ	—	0	0
カワウ	—	0	0
カラス類	豆類（大豆）	1	1
	穀類（そば）	1	1

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	年間を通して被害があるが、収穫期前後の7月～10月にかけて水稲への被害報告も多く、特に中山間地域での被害の発生が多い。
ニホンザル	年間を通して被害があるが、特に冬場の野菜への被害が多い。以前から

白禿山（旧白水地区）や、高城山（旧久木野地区）での被害が多かったが、だんだんと山から人里へと降りて来るようになり、被害地域は拡大している。

ニホンジカ

春から初夏にかけて山間部におけるヒノキの幼齢木への被害が多い。また、農地での牧草への被害も発生している。

アナグマ及びアライグマ

アナグマ及びアライグマによる被害は、発生の報告はないが今後対策が必要となることが予想される。

カワウ

河川等に群れで季節的移動をしており、老廃物による悪臭や汚染などの被害が発生している。

カラス類

夏から秋を中心に発生しており、主に大豆、ソバにおいて被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	軽減率（%）
イノシシ	931 a	652 a	30
	8,584千円	6,009千円	30
ニホンザル	253 a	177 a	30
	2,774千円	1,942千円	30
ニホンジカ	611 a	428 a	30
	2,050千円	1,435千円	30
カラス類	2 a	1 a	30
	2千円	1千円	30

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・捕獲処置費（イノシシ10千円/頭、ニホンザル33千円/頭、ニホンジカ11千円/頭、アナグマ1千円/頭、カラス類1千円/羽）	年間を通して捕獲許可証（予察捕獲）の交付を行った結果、捕獲数は増加しているものの、大幅な被害の減少には至っていない状

	<p>※鳥獣被害対策実施隊員対象 ・有害鳥獣捕獲隊編成費(180千円/隊) ※猟友会白水分会、久木野分会、長陽分会捕獲隊対象 ・サパトル(1千円/時間)※パトル実施者対象 ・捕獲わな貸付事業(平成23年度より交付金事業で購入したくくりわなを猟友会員に無料で貸し出す。) ・狩猟免許試験初心者講習会費補助(県猟友会が開催する講習会費を補助し、捕獲従事者の確保に努める。)</p>	<p>況にある。また、従事者の高齢化による後継者の育成も急務となっている。 近年、わなによる捕獲従事者の増員を図ったことで今後は、銃器とわな(箱わな・くくり罟)及び耕作者が自ら設置する電気柵とを組み合わせた効率的な捕獲活動が必要である。そのためにも捕獲従事者及び耕作者同士の情報共有が必要不可欠である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・村単独による電気柵等設置補助事業…村民のうち農林業従事者を対象として電気柵等設置に係る資材の購入費用(本体1台目2/3、2台目以降1/2、支柱・電線2/3)の補助を行っている。 ・令和2年度より国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、被害防護柵の普及に努めている。 ・森林環境保全整備事業にてシカ等森林被害防止対策事業を活用しシカ被害防止ネット等を設置している。</p>	<p>平成23年度から防護柵等の補助に関する要件(概ね2km以上設置や2戸以上での申請等)を緩和し、個人での申請が容易にできるようになった。 このことにより、電気柵設置者が増加し当該地での被害は減少している。また、設置した事で隣接地権者の電気柵設置に繋がっている。 今後は、電気柵と防護柵、銃器、わな(箱わな・くくり罟)とを組み合わせた効率的な防護対策を各集落住民と情報を共有し取り組む必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>・広報紙や冊子等を作成配付することで、野生鳥獣の寄りつきにくい環境整備の啓発を行っている。</p>	<p>耕作放棄地(ひそみ場)の解消など、集落単位での対応を検討する必要がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・南阿蘇村の鳥獣による農作物被害は令和4年度に13,410千円となっているが、計画最終年の令和8年度には9,387千円を目指す。
- ・住民への啓発活動等による、鳥獣被害に対する意識改革を行う。
- ・耕作放棄地の解消を行う。
- ・被害防護柵の被害防止効果向上を目指し、現地研修会、講習会等を開催し、有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりに取り組む。
- ・電気柵等の設置による被害防除を行う。
- ・有害鳥獣捕獲従事者の確保に努める。
- ・わなによる捕獲技術講習会を開催し、有害鳥獣捕獲従事者の捕獲技術向上を図る。
- ・近隣市町村と有害鳥獣捕獲従事者の交換を行い、広域的な捕獲活動を実施する。
- ・森林の整備（間伐等）を実施し、鳥獣の潜む場所を減らす。
- ・森林環境保全整備事業（環境林整備事業の森林保全再生整備）の誘因捕獲補助を活用すると共に、防除対策においても今後とも森林環境保全整備事業等を活用して剥皮防止材、防護柵等の設置等を取組む。
- ・ICT機器を活用した効果的・効率的な捕獲を実施する。
- ・南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊の捕獲体制強化のため猟銃及び猟具等の取得支援を行う。
- ・南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊が行う有害捕獲に伴うリスク軽減のため、適切な補償（事業保険への加入等）の整備を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

阿蘇南部猟友会白水分会、久木野分会、長陽分会及び近隣市町村に居住する捕獲の有資格者により捕獲隊を編成し、南阿蘇村及び鳥獣による農作物の被害者から依頼を受けて鳥獣捕獲活動を行う。

被害発生が多発する時期を過去のデータから割り出し、その前に南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施する。また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用にも努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ アライグマ カワウ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者確保のため狩猟免許試験初心者講習会費補助等を行う。 ・隣接する市町村と有害鳥獣捕獲従事者の交換等を行い、広域的な捕獲活動が実施できる体制を整備する。 ・箱わな、くくり罠を購入し、捕獲技術向上に関する講習会等を行い、捕獲従事者個人の技術の向上など、捕獲数増大のための取組みを行う。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ アライグマ カワウ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者確保のため狩猟免許試験初心者講習会費補助等を行う。 ・隣接する市町村と有害鳥獣捕獲従事者の交換等を行う。 ・箱わな、くくり罠を購入し、捕獲技術向上に関する講習会等を行い、捕獲従事者個人の技術の向上など、捕獲数増大のための取組みを行う。
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ アライグマ カワウ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者確保のため狩猟免許試験初心者講習会費補助等を行う。 ・隣接する市町村と有害鳥獣捕獲従事者の交換等を行う。 ・箱わな、くくり罠を購入し、捕獲技術向上に関する講習会等を行い、捕獲従事者個人の技術の向上など、捕獲数増大のための取組みを行う。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	

近年目撃頭数が増加しており、有害捕獲実績は令和2年度717頭、令和3年度509頭、令和4年度938頭である。現状の捕獲頭数を鑑み今後の捕獲頭数は年1,000頭とする。

ニホンザル

『熊本県における野生ザル対策方針』に基づき、群れごとに関係する隣接市町村と連携して捕獲頭数の調整を図る。群れごとの目標生息数については、白禿山A群0頭、九十九曲群・清水寺群・高城山群・前川群においては合計して150頭になるまで捕獲を実施する。有害捕獲実績は令和2年度21頭、令和3年度10頭、令和4年度10頭である。今後の捕獲頭数は、最大目撃頭数や繁殖による増加を考慮し九十九曲群・清水寺群・高城山群・前川群において年50頭とする。

ニホンジカ

近年目撃情報、農作物、森林への被害が増加しており、有害捕獲実績は令和2年度506頭、令和3年度622頭、令和4年度662頭である。現状の捕獲頭数を鑑み今後の捕獲頭数は800頭とする。なお、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を踏まえ、生息密度0頭/k㎡を目標とする。

アナグマ、アライグマ及びカワウ

農作物被害の増加が今後大いに考えられることから、直近の被害状況及び目撃情報等を考慮して設定し捕獲を行う。

カラス類

捕獲数は減少しているが、被害額については横ばいであることから、更なる被害軽減のため、捕獲計画数は50羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	800頭	800頭	800頭
アナグマ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カワウ	10羽	10羽	10羽
カラス	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

銃器、箱わな、くくり罠等を用いて、年間を通してイノシシ、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ、カワウ、カラス類

を対象に予察捕獲を実施する。
 捕獲予定場所については、被害報告があった地域を重点的に行う。
 また、錯誤捕獲や狩猟事故の防止のため、有害鳥獣捕獲許可基準を遵守し、有害鳥獣捕獲隊との連携を密に図る。
 ニホンザルについては、年間を通して予察捕獲を実施し、白禿山A群生息数0頭、九十九曲・清水寺・高城山群・前川群については関係隣接市町村と調整の上全体で生息数が150頭になるまで捕獲を実施する。
 さらに被害の発生が増える時期の前に、南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
 大型獣の止めさし及び遠く離れた獲物を捕獲する際に必要に応じて使用する。(通年)

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南阿蘇村全域	ニホンザル、ニホンジカ、アナグマ、アライグマ、カワウ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度

イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ	電気柵 15,000m 4,000 a	電気柵 15,000m 4,000 a	電気柵 15,000m 4,000 a
	WM柵 10,000m 2,000 a	WM柵 10,000m 2,000 a	WM柵 10,000m 2,000 a

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による侵入防止柵の管理、運営 ・ほ場周辺の草刈り ・侵入防止柵周辺でのわなによる有害捕獲 		

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ アライグマ カワウ カラス類	<p>講習会や広報等で住民への啓発活動を行い、耕作放棄地の解消、廃棄作物の適切な処理、電気柵等の維持管理、有害鳥獣の追い払い等、集落が一体となって取り組む体制を浸透・拡大させていく。</p> <p>その他、鳥獣の隠れ家となるような山林の適正管理（間伐等）を行い、里山環境を整備する。</p>
令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ アライグマ カワウ カラス類	<p>講習会や広報等で住民への啓発活動を行い、耕作放棄地の解消、廃棄作物の適切な処理、電気柵等の維持管理、有害鳥獣の追い払い等、集落が一体となって取り組む体制を浸透・拡大させていく。</p> <p>その他、鳥獣の隠れ家となるような山林の適正管理（間伐等）を行い、里山環境を整備する。</p>
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アナグマ アライグマ	<p>講習会や広報等で住民への啓発活動を行い、耕作放棄地の解消、廃棄作物の適切な処理、電気柵等の維持管理、有害鳥獣の追い払い等、集落が一体となって取り組む体制を浸透・拡大させていく。</p>

	カワウ カラス類	その他、鳥獣の隠れ家となるような山林の適正管理（間伐等）を行い、里山環境を整備する。
--	-------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南阿蘇村農政課	緊急時 防災無線による周知、避難誘導など 平常時 情報収集など
警察署	緊急時 交通規制、安全確保、避難誘導など
南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊	緊急時 対象鳥獣の駆除 平常時 情報収集など

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態発生 ⇒ 南阿蘇村 ⇒ 警察署及び南阿蘇村鳥獣被害対策実施隊

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、現地に放置せずに持ち帰り適切に処理することとし、やむをえない場合は生態系に影響を与えないよう適切に埋設処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	対象鳥獣の食品としての利活用について検討する。
ペットフード	捕獲鳥獣のペットフードとしての利活用について検討する。
皮革	捕獲鳥獣の皮革としての利活用について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	食肉処理等の解体を行った残渣については、焼却炉等の利用による焼却処理について検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲鳥獣の食肉等処理施設の設置を検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

各種団体が開催する衛生管理者育成等の研修会等への参加を促し、人材育成を行う。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南阿蘇村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
南阿蘇村農政課	事務局
阿蘇農業協同組合阿蘇南中央支所	情報提供・被害調査等
熊本県農業共済組合阿蘇支所南部出張所	情報提供・被害調査等
阿蘇森林組合阿蘇南部出張所	情報提供・被害調査等
阿蘇南部猟友会白水、久木野、長陽分会	害獣の捕獲等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
---------	----

区長会	目撃情報等
農業委員	目撃情報等
農家代表	目撃情報等
熊本県県北広域本部 阿蘇地域 振興局農林部農業普及・振興課	営農指導、防除指導
熊本県県北広域本部 阿蘇地域 振興局農林部林務課	鳥獣保護

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年6月1日に南阿蘇村農政課長を隊長として、実施隊を設置。実施体制等については、既存の捕獲隊をベースに87名の隊員で構成、活動内容は、一斉捕獲や追い上げ等を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

協議会が中心となり、構成員や関係者からの情報収集を行い、有害鳥獣による農作物等への被害防止対策を検討、実施していく。また、講習会等を開催し、地域住民への啓発活動を行う。

協議会と県が認定している認定鳥獣捕獲等従事者とで意見交換会及び現地研修を実施する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。また、

近隣市町村と情報共有を図るとともに、有害鳥獣捕獲従事者の交換を行い広域的な捕獲活動や一斉捕獲を実施する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。